

第5回 大阪市同和問題に関する有識者会議について

1 開催日：平成28年3月18日（金） 午後3時～4時35分

2 開催場所：大阪市役所 7階 第4委員会室

3 出席者：（委員）

坂元 茂樹 委員（座長） 中尾 由喜雄 委員（座長代理）

赤井 隆史 委員 神原 文子 委員

阪本 孝義 委員 谷口 正暁 委員

西田 芳正 委員 牧里 每治 委員

松浦 弘志 委員

（大阪市）

吉村 市民局理事

平澤 市民局ダイバーシティ推進室長

藪中 市民局人権企画課長

柿木 市民局共生社会づくり支援担当課長

吉岡 大阪市人権啓発・相談センター所長

柴田 市民局多文化共生担当課長

向 市民局共生社会づくり支援担当課長代理

ほか

4 議題：（1）座長及び座長代理の選任について

（2）大阪市における人権相談事業について

（3）連続差別事象について

（4）「国勢調査を活用した実態把握」について

（5）「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」について

（6）その他

5 議事要旨

（1）座長及び座長代理の選任について

委員の互選により座長に坂元茂樹委員が選任された。

座長の指名により座長代理に中尾由喜雄委員が選任された。

（2）大阪市における人権相談事業について

資料に基づき、人権啓発・相談センターの事業内容、相談体制、相談実績等事例も含め説明を行った。

【委員からの意見】

- ・大阪府は同和対策にいたる地域は存在しないと言っている。同和地区出身者であるという事は今日の社会では問題にしてはならないし、そういった人は存在しないという

ことを堂々と胸を張って生きていってくださいと啓発するのが本来ではないか。大阪
市はどのように思っているのか、教えてほしい。

- ・実際には同和問題について、当たり前の認識を持っている人も増えてきているので、そ
ういうところに信頼をおいて、ごく一部の残された問題については適切な対応で願
いしたい。

【大阪市の説明】

- ・たしかに、法律上の対象地域は存在しないが、平成12年、平成17年の府民意識調査
でも報告されているとおり、一定の割合で府民の方々が同和地区を想定して、忌避意
識をもっていることを言わざるをえないと報告されており、現実には、差別的な行動を
される方がおられるので、今後も取り組んでいきたい。

【委員からの意見】

- ・人権相談件数の内訳の中にあるインターネット書き込みの中に同和問題が含まれるケー
スはあるのか。
- ・その他の割合が3割近くもあるので、その他の分類をもう少し細かく、犯罪被害者やイ
ンターネット上の差別など、整理して分けたいのではないかと。

【大阪市の説明】

- ・同和問題が含まれるケースはない。
- ・その他には、電話による相談で、一方的に話され切られてしまうものや具体的でないな
ど、不明瞭な内容の相談が多いが、その他検証の材料となりそうなものは検討してい
く。

【委員からの意見】

- ・人権啓発・相談センターの認知度が低かったように思う。職員への周知も必要ではない
か。
- ・ポスターにしても、相談機関があることは周知されているが、人権啓発・相談センター
という施設そのものを十分に周知できていないので、工夫してやってもらいたい。
- ・相談業務の委託先を知っているが、非常に厳しい労働条件で専門相談員が働いていると
聞いている。委託先の相談員の労働条件や賃金に問題があるのではないかと。
- ・その他の件数は増えている中で、他機関との連携が減っているが、これはどういう状況
なのか。処理能力がさがっているのか。

【大阪市の説明】

- ・認知度は平成27年度に実施した市民意識調査において、認知度40%を目標にしていた
が、25.6%だった。重く受け止め、平成28年度の重要な課題としているのでしっかり
やっていきたい。
- ・連携の数については、これまでの実績が蓄積されており、他機関と連携せずに案内した
りするなどスキルが上がっていることや、一方的に話されるだけの相談電話が多かつ
たことが、結果に表れていると思われる。

(3) 連続差別事象について

平成27年4月から5月にかけて、同和問題に関して露骨な差別表現が記載された文書が広域的・連続的に配布される悪質な事象が発生したことについて、資料に基づき概要説明を行った。

【委員からの意見】

- ・差別文書については、我々の団体の支部長（5支部）あてにも来ていた。名誉棄損で訴えたが、侮辱罪として起訴され、罰金にもならない科料で済まされるという結果になった。差別に対する法規制がない現状の限界だと思う。法規制定への働きを強めてほしい。
- ・昭和10年の融和事業の出版物をもとに「部落地名総鑑」が出版されようとしている。大阪での出版をやめるよう大阪府と協力して頑張してほしい。
- ・病的な問題が背景となって差別問題を起こすという事例が増えている。なぜそうなるのか、分析してほしい。

【大阪市の説明】

- ・法規制への動きなど、大阪府や関係機関と連携しながら国への働きかけを進めていく。
- ・出版の件については、大阪府と連携しながら対応していく。
- ・分析については、なかなか難しい内容でもあるので、どういった分析が可能かという点から検討していく。

【委員からの意見】

- ・事の真相が良くわからない、どんな人物がどんな目的で起こしたのか明確にしなければいけない。今の状況だけではホームページに掲載しても、張り紙をしても、市民への啓発にはならない。よくわからないまま論評だけが一人歩きするのは非常に怖い。
- ・今回の件も含めて、差別をする人がどのようなプロセスで、教育で、体験で差別を行うのか、今回行われた市民意識調査の分析で明らかにすべき。
- ・今回の件は、広域的な問題なので大阪府と各市町村が全体で意見交換をしながら進めていくべき。

【大阪市の説明】

- ・市民意識調査については、どのような分析ができるかを含めて検討していく。
- ・今後も、大阪府と連携しながら対応していく。

(4) 「国勢調査を活用した実態把握」について

大阪市において「国勢調査を活用した実態把握」を実施することについて資料に基づいて説明を行った。

【委員からの意見】

- ・市全域と比較する対象地域とはどこのことなのか。

- ・地対財特法もなくなったいま、旧同和対象地域と市のほかの地域を比較するのはどんな理由があるのか。実施すること自体が差別的だという認識はないのか。
- ・大阪府が実施した実態把握でもはっきりした結論はできてこなかったが、それでもするのか。
- ・一般的な平均値より数値が低いところで、一般的な調査で進めたらいいのではないのか。差別的な調査を大阪市が実施することにならないように、大阪府と連携してやってほしい。

【大阪市の説明】

- ・旧同和対策事業の対象地域と大阪市全体の比較を基本として、人口・世帯・教育・労働・住まいの状況を調査する。また、全体の分析をしながらも、課題を抱える地域についても分析を進めていく方法がないか現在、模索している。
- ・平成13年の意見具申も踏まえ、現在においての状況がどうなっているのか把握する必要があり、大阪府の実態把握では、都市計画法上の用途地域も違うことから、大阪市の実態を把握することができないため実施する。
- ・ご指摘を踏まえて、プロジェクトでも検討し、実態把握に努めていく。

(5)「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」について

「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」の経過等について資料に基づいて説明を行った。

【委員からの意見】

- ・全国初の条例に敬意を表する。訴訟費用のことについては理解するが残念だ。
- ・公共施設を「過去、ヘイトスピーチをおこなった者の関係者」とわかりながら貸さざるを得ないのはなんとかならないか。
- ・貸さざるを得なかったことを攻撃の材料として使われることもあるだろう。
- ・泉佐野市の事案で、最高裁の判決がすでに出ている現状、表現の自由に対して行政が規制を加えてきたと、逆に攻撃材料を与えてしまうということになるということから、市の判断があると理解している。
- ・自民党でもヘイトスピーチの問題を取り上げて検討している。そういった所とも、十分な意見交換をするべき。
- ・本条例は全会派一致で可決してほしかった。そうすれば、市民へ訴えるものも大きかった。
- ・中立的機関による審査の部分など、せっかくの条例なので、実効性のある制度にしてほしい。大阪市に言えば、動いてくれるという積み重ねがあってこそ、市民の方々に許してはいけないという意識が広がると思う。
- ・徳島ではヘイトクライムも発生している。人権侵害が確信犯的に発生している中、大阪市の条例を力強く受け取っている自治体や団体も多いと思う。

【大阪市の説明】

- ・今後条例を施行していく中で事例も積みあがっていくことから、こういった対策をとれるのか検討していきたい。
- ・実効性ある制度について、市議会でも、同様の指摘があった。相談体制、受付体制も含め、適切に対処できる体制も踏まえて努めていく。

(6) その他 市民意識調査について

「人権に関する市民意識調査」の概要について説明を行った。

【委員からの意見】

- ・人権問題はどの課題もベースはつながっていると考えるのであえて発言する。大阪市の中学校の校長の発言や行動はどうなっているのか。適切な対処をお願いします。
- ・こどものいじめについて、条例などの動きはあるのか。

【大阪市の説明】

- ・所管する部署が違うため、把握しきれていないが、事実関係を確認する。

【坂元座長】

- ・本日のご意見につきましては事務局でとりまとめて「大阪市人権施策推進審議会」にご報告いただきたいと思います。

【大阪市】

- ・報告させていただきます。第5回同和問題に関する有識者会議を終了いたします。ありがとうございました。